

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護)

異動区分: 1 新規 2 変更 3 終了
適用開始年月日: 令和 〇 年 〇 月 〇 日

事業所番号: 3 5 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
事業所名: やまぐち訪問入浴介護事業所

記入上の注意

- ※ 異動区分 1: 新規の場合(新規指定の場合)、実施する提供サービス欄の該当する番号の横の口を■にして、すべての項目について該当する番号の横の口を■にしてください。
※ 異動区分 2: 変更の場合、変更する体制等の項目についてのみ該当する番号の横の口を■にして、その項目のある提供サービスのチェック欄の該当する番号の横の口を■にしてください。
※ 指定更新申請の際に従前の体制等から変更がない場合は異動区分欄の■は不要ですが、提供サービス欄の該当する番号の横の口を■にして、すべての項目について該当する番号の横の口を■にしてください。
※ 新たに加算を算定する際は、下記の添付書類を添付してください。

Main table with columns: 提供サービス, 施設等の区分, 人員配置区分, その他該当する体制等, LIFEへの登録, 割引. Includes callouts for '変更する体制等の項目のみ、該当する番号の横の口を■にしてください。'

添付書類

- ・特別地域加算・・・なし
・中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)・・・なし
・中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)・・・なし
・認知症専門ケア加算・・・「認知症専門ケア加算に関する届出書」(別紙47)
・サービス提供体制強化加算・・・「1 なし」以外の場合「サービス提供体制強化加算に関する届出書」(別紙18-1)、「サービス提供体制強化加算に関する確認書」(別紙18-2)、「サービス提供体制強化加算に関する確認書」(別紙19-1-1, 19-1-2, 19-2-1, 19-2-2, 19-5-1又は19-5-2)
・介護職員処遇改善加算・・・別途、計画書を山口県長寿社会課介護保険班へ提出すること(原則メール提出)。
・介護職員等特定処遇改善加算・・・別途、計画書を山口県長寿社会課介護保険班へ提出すること(原則メール提出)。
・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・別途、計画書を山口県長寿社会課介護保険班へ提出すること(原則メール提出)。
・割引・・・「2 あり」の場合「介護給付費の割引に係る割引率の設定について」(別紙3)